

### 【交通事故傷害保険と賠償責任補償特約】

交通事故傷害保険は、共栄火災海上保険株式会社を受託保険会社、福島県民あんしん共済生活協同組合を保険契約者とする団体傷害保険です。

**1. 補償の種類**  
上記生命共済とは別に、交通事故傷害保険により次のものを補償します。  
(1)交通事故等による死亡・後遺障害 (2)賠償責任

**2. 保険金をお支払いする場合**  
(交通事故傷害保険)  
被保険者(保険の補償を受けられる方)が日本国内または国外を問わず次のような事故でケガ(※1)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで死亡されたときは死亡・後遺障害保険金額の全額(※2)を、身体に後遺障害が生じた場合は後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%(※3)をお支払いします。

- 運行中の乗物(自動車・自転車・電車・バス・航空機・船舶など)との衝突、接触などの事故
- 運行中の乗物(自動車・自転車・電車・バス・航空機・船舶など)の火災、爆発などの事故
- 運行中の乗物に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故(注)
- 乗客として駆けの乗降場構内の改札口を入ってから出るまでの乗降場における急激かつ偶然な外来の事故(注)
- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触などの事故
- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の火災、爆発などの事故
- 乗物の火災による事故

(賠償責任補償特約)  
被保険者ご本人の居住の用に供する住宅の所有、使用、管理または被保険者ご本人もしくはその家族の日常生活に起因した偶然な事故で、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負わされたときに、損害賠償金および費用(応急手当・訴訟費用)の合計金額をお支払いします。損害賠償金は1回の事故につき賠償責任保険金額を限度としてお支払いします。

### 3. 保険金をお支払いできない主な場合

(交通事故傷害保険)  
ご加入者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ/自殺、ケンカ、犯罪行為によるケガ/自動車または原動機付自転車の無資格、酒気帯び運転によるケガ/地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ/戦争・暴動等によるケガ(※4)/職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業、積卸し作業または交通乗用具上の整理作業中のケガ/むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないものなど

※医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

### (賠償責任補償特約)

ご加入者、被保険者の故意による損害賠償責任/地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任/職務遂行に直接起因する損害賠償責任(被保険者がゴルフの競

### 【交通事故傷害保険・重要事項説明書(団体契約用)】

●この書面では、交通事故傷害保険に関する重要な事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みください、お申し込みくださいますようお願いします。

#### 契約概要 → 保険商品の内容をご理解いただけたための事項

#### 注意喚起情報 → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレットをご参照ください。なお、主な約款は共栄火災ホームページ(<https://yakkann.kyoekaisai.co.jp/>)に掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります)。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

#### 1. ご加入前におけるご確認事項

##### ① 団体契約の仕組み

団体契約は、企業等の団体をご契約者とし、その構成員等を保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)による保険契約です。被保険者が保険料のご負担をされる場合には、団体(ご契約者)が各被保険者からのご負担額をとりまとめ、団体(ご契約者)から一括してお支払いいただくこととなります。

##### ② 商品の仕組み

この保険は被保険者が交通事故でケガをされたとき、または交通乗用具の火災によってケガをされたときに保険金をお支払いします。

##### ③ 被保険者の範囲

被保険者の範囲はパンフレットでご確認ください。

##### ④ 基本となる保険内容

##### 契約概要 注意喚起情報

基本となる保険内容はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない主な場合」でご確認ください。

##### ⑤ 主な特約

##### 補償の概要 契約概要 注意喚起情報

この保険でセトでできる特約はパンフレットの「保険金をお支払う場合」でご確認ください。

##### ⑥ 補償重複に関するご注意

##### 注意喚起情報

次の特約等のご加入にあたっては、保険内容が同様のご契約(傷害保険以外の保険にセトされる特約や共栄火災以外の保険を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険からでも補償されますがないか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたらうえで、ご加入ください。

(注) 保険のみに特約等をセトした場合、保険を解約したとき

や、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約等の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

##### (補償が重複する可能性のある主な特約(補償))

##### 全国ご加入いただけます

##### 補償の重複が生じる他の保険の例

##### 賠償責任保険特約

##### 積立家族傷害保険 賠償責任保険特約

##### ⑦ 保険金額の設定等

##### 契約概要 注意喚起情報

保険金額の設定にあたっては、次のa~cにご注意ください。

a. お客さまが実際契約する保険金額については、パンフレットでご確認ください。

b. 保険金額は、受け取れる限度額があります。被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額になることを確認してください。

c. 保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて確認してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ等をご確認ください。

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>

##### ⑧ 保険期間および保険の開始・終了時期

##### 契約概要 注意喚起情報

この保険の保険期間は、原則として1年です。保険期間の中途中でご加入される場合の保険期間は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。なお、ご加入日については、該団体におけるとりまとめ日(締切日)以後の所定の日となりますのでパンフレット等でご確認ください。

##### ⑨ 保険料の決定の仕組み

##### 契約概要

保険料は保険金額、保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料はパンフレットでご確認ください。

##### ⑩ 保険料の払込方法等

##### 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は、ご加入とともに全額を払い込む一時払と複数の回数に分けて払い込む分割払とがあります。実際にご加入いただくお客様の保険料払込方法や該団体における保険料相手のとりまとめ方法についてはパンフレットでご確認ください。

技または指導を職業としている場合、職業としてのゴルフは補償対象になります。)/他人からの預かり物の損害に対する損害賠償責任/航空機・船・車両などの所有、使用または管理に起因する損害賠償責任など

(注) 急激かつ偶然な外来の事故とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

●急激性=突然に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと

●偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの

(上記3項目に該当しない例)日焼け、熱中症、低体温やけど、しみやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折、骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労、筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

(既往症がある場合の保険金支払におけるご注意)すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみに起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

※1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

※2 すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。

※3 保険期間(保険のご契約期間)を通じて合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

※4 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガ、損害賠償責任は補償の対象となります。

※「カップルプラン」においては賠償責任保険特約(支払限度額2億円)は生命共済契約の第一被保険者(被保険者)が加入された交通事故傷害保険契約にセットされます。また、被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲はご本人、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の同居のご親族、ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子さんとなります。未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。なお、前記被保険者の方が責任無能力者である場合は、その方の起こした事故に限り、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含みます。

※この保険制度は福島県民あんしん共済の組合員を被保険者とする団体傷害保険ですので、組合員資格喪失の場合には、解約手続きが必要となります。

引受保険会社 共栄火災海上保険株式会社 東北支店 郡山支社

福島県郡山市緑町8番7号 TEL.024-922-3606

取扱代理店 福島県民あんしん共済 生活協同組合

福島県郡山市図景一丁目6番5号 TEL.024-927-1977

## 福島県民あんしん共済 生活協同組合

# 生命共済+交通事故傷害保険のご案内

新規  
組合員募集  
組合員専用

一歩先のあんしんを考える人の

# ゆとり終身プラン+

プラス



終身でずっと保障

ご葬儀も安心!!

## アルファクラブグループ さがみ典礼 提携

ご葬儀

福島県民あんしん共済 生協

共済事業

## アルファクラブグループ互助会会員様専用



福島県認可 福島県指令県環第5134号

福島県民あんしん共済 生活協同組合

《共済事業部》〒963-8834 福島県郡山市図景一丁目6番5号 図景ビル2階

TEL. 024-927-1977

お問い合わせ ▶ 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)  
ホームページからの資料請求 <http://www.anshin-kyosai.jp/> ▶▶▶



22-2398

## 【福島県民あんしん共済生活協同組合 ゆとり終身プラン 規程】

(通則)  
第1条 福島県民あんしん共済生活協同組合(以下「組合」といいます)は、組合の趣定の定めにより共済事業を実施するものとします。  
(事業)  
第2条 共済契約者(以下、契約者といいます。)から共済掛金(以下、掛金といいます。)を受け、被共済者の共済事由発生に対し共済金を支払うことを約する共済事業を行います。  
2 共済金は、提携する葬儀社の花および料理の現物割増として支払います。  
(掛金額)  
第3条 共済契約の掛け金額は以下とします。  
(共済契約の発効日および時刻)  
第4条 共済契約の発効日および時刻は、初回共済掛金が口座振替により支払われた日(以下「払込日」といいます。)の午前0時とします。  
(契約期間)  
第5条 契約期間は、この共済契約の効力の発生する日(以下、「発効日」といいます。)から1年とします。  
(共済契約の更新)  
第6条 この共済契約の共済期間の満了する日の1か月前までに、共済契約者から共済契約を更新しない旨の申出がない場合、この共済契約は共済期間の満了日の翌日における共済期間の満了する日の内容と同一の内容で更新されるものとします。  
2 前項の規定にかかわらず第1号に該当する場合には共済契約の更新はせず、第2号に該当する場合には組合は共済契約の更新を拒むことができます。  
(1)更新する契約の発効日において契約者が第7条に定める契約者および被共済者の範囲外であるとき。  
(2)その他この組合が、契約の更新を不適当であると認めた場合。  
3 第2項の規定によりこの組合が承諾した共済契約を「更新契約」といいます。  
4 この共済契約の更新の回数は、新規契約を含めて10回の更新契約を限度とし終了します。  
(1)その間にいつでも契約の更新を解除できます。  
(2)また、契約の途中でも解約することはできます。その場合の解約返戻金はありません。  
5 継続契約を希望される方は、再度の新規契約(以下、再新規契約といいます。)を行うことができます。  
(1)確認は郵送物で行います。  
(2)返送連絡等の無い場合は、契約者の利益保護のため6か月の仮再新規契約とし、その後、終了します。  
(3)仮再新規契約中の解約申請の場合、既に支払われた掛け金の返戻は致しません。

(契約者および被共済者の範囲)  
第7条 契約者の範囲は、組合の組合員(福島県在住・在勤の方)であって、且つ提携企業の有効な互助会契約を保有しているものとします。

(1)当組合の組合員が、同互助会契約の家族欄記載の者である場合には、契約者となることができるものとします。  
2 被共済者は、契約者と同一とします。

(共済金受取人)  
第8条 共済金受取人(以下、「受取人」といいます。)は次の各号のとおりとします。この場合において、共済金を受け取るべき者の順位は、次の各号の順序により、第2号から第5号までについて、それぞれ該当各号の順序によります。

(1)契約者の配偶者  
(2)契約者が死の当时、契約者と同居していた契約者の子、父母、孫、祖父母、および兄弟姉妹  
(3)契約者が死の当时、契約者と同居していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母、および兄弟姉妹  
(4)第2号に該当しない契約者の子、父母、孫、祖父母、および兄弟姉妹  
(5)第3号に該当しない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母、および兄弟姉妹

2 前項に規定する場合において、同順位の受取人が2人以上あるときは代表者1人を定めなければなりません。この場合において、その代表者は、他の受取人を代表します。

(共済契約の申込み)  
第9条 共済への加入を申込む者(以下、「申込者」といいます。)は、次に掲げる事項を共済加入申込書に記入し、組合に提出しなければなりません。

(1)契約者の住所、氏名、生年月日、年齢、性別、電話番号、および押印  
(2)掛け金の振替口座  
(3)その他この組合が必要と認めた事項

(共済契約の申込みの撤回)  
第10条 申込者は、はじめて共済契約を締結する場合に限り、すでに申込みをした共済契約について、申込みの日から10営業日以内であれば、その申込みを撤回することができます。

(共済契約の範囲)  
第11条 組合は、第9条の申込みがあったときは、共済加入申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、申込者に通知します。ただし、承諾する場合については、共済加入証書の交付をもってその通知に代えることができるものとします。

2 前項の規定により組合が承諾した共済契約を新規契約といいます。  
3 組合は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、掛け金が支払われていたときは、遅延なくその掛け金を申込者に返還します。

(共済掛金の払込み)  
第12条 掛け金の払込み方法は、月払いとします。

2 契約者は、掛け金を組合が指定する金融機関に口座振替により支払うなければなりません。

3 掛け金の払込日は、次の各号に掲げる日とします。なお、当該払込日が金融機関の休業日の場合には翌営業日に振り替えることとし、その場合は払込日に掛け金が支払われたものとみなします。

(1)初回共済掛け金払込日は、申込書が受け付けられた月の翌月26日とします。  
(2)第2回目以降、掛け金(更新契約の初回掛け金を含みます。)の払込日は、掛け金の初回払込日の属する月の翌月以降の毎月26日とします。

(共済契約の解除)  
第13条 組合は、契約者が、共済契約締結の際、故意または重大な過失により、加入申込書に事実でないことを記載して契約の申込みをしたときは、将来にむかってその共済契約を解除することができます。

2 前項の規定による異議申立てがあつたときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から60日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知します。

(規程の改廃)  
第14条 この規程の改廃は、理事会の議決を経るものとします。

附則  
一部改正 この規程は、2023年2月1日より施行する。

## 【福島県民あんしん共済生活協同組合 ゆとり終身プラン 規程】

除きます。  
2 前項の規定による解除権は、次の場合消滅します。  
(1)組合が解除の原因を知りてから30日を経過したとき。  
(2)解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から5年以内に当該契約者にかかる共済事故が発生しなかつた場合において、なお共済契約が存続していたとき。

3 第1項のほか、組合が当該共済契約の存続を不適当と認めた場合には、組合は将来にむかって、この共済契約を解除することができきます。  
4 第1項または前項の規定による解除の通知は、契約者に対して行います。ただし、契約者の所の不在明の他の理由で通知できない場合は、組合は受取人に対して通知します。  
5 第1項または第3項の規定によって共済契約が解除されたときは、契約者は、組合に対して未経過共済期間に対応する掛け金を請求することができます。

6 組合は、第1項の規定による解除を共済金支払いを行つたとき、その返還を請求することができます。ただし、その共済金支払いを行つたときは、その返還を請求することができません。  
(詐欺による解除)  
第15条 組合は、受取人または受取人の代理人を含みます。は、共済事由が生じたことを知ったときは、特別な理由がある場合を除き、遅延なく組合に通知し、共済金請求書と必要な添付書類を組合に提出し、共済金の支払いを請求しなければなりません。

(共済金の支払い)  
第16条 組合は、契約者または受取人が前条の手続きを完了した日(組合に一件書類が到着した日をいいます。)から30日以内に(ただし、次に掲げる日を除きます。)に共済金を支払います。  
(1)日曜日、および土曜日  
(2)国民の祝日にに関する法律に規定する休日  
(3)12月29日から翌年の3日までの日  
(4)8月13日から8月16日

2 組合は、共済金の支払いのために次の事項の確認が必要な場合において、共済契約の締結時から共済金請求時までに組合に提出された書類だけではその確認ができない場合、前項にかかるとき、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後60日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終えてから、共済金を支払います。  
(1)共済事故発生の有無  
(2)共済金が支払われない事由として共済契約において規定する事由に該当する事実の有無  
(3)共済契約において規定する解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無

3 前項の必要な事項の確認に際し、契約者または受取人が正當な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、これにより延滞した期間は、前項所定の日数に含まれません。

4 組合は、掛け金の払込猶予期間中に共済金の支払事由が発生した場合において、その払い込みべき掛け金が払い込まれていないときは、共済金の支払保留、または支払うべき共済金からその払い込みべき掛け金を差し引くことができます。  
5 受取人が2人以上いる場合において、組合が1人の受取人に對して共済金を支払った後、他の受取人から前条の請求がなされても、組合は、他の受取人に対する共済金を支払いません。

(共済契約の消滅)  
第17条 美約者が死亡した場合は、そのときをもって共済契約は消滅します。

(共済契約者の通知義務)  
第18条 共済契約の成立後、次の各号に掲げる事項の変更が発生した場合には、契約者は遅延なく所定の書面により、その旨を組合に届け出なければなりません。

(1)契約者の氏名、住所または住居表示  
(2)掛け金の振替口座

2 前項第1号の届け出がなされなかった場合、組合の知った最終の住所に発した通知は、契約者に到達したものとみなします。  
3 第1項の規定は契約者が第7条に定める契約者の範囲外となった場合にも準用します。

(必要事項の報告)  
第19条 契約者は、組合が傷病もしくは障害または就業の状況その他の共済契約の維持または共済金の支払い上必要な事項について報告を求めるときは、遅延なく報告しなければなりません。

(通知および報告の不履行)  
第20条 組合は、共済金の請求がなされた場合において、契約者が前2条の通知または報告を正当な理由なく怠ったときは、当該共済契約にかかる共済金の支払いを留保することができます。

(共済金の額)  
第21条 共済契約の共済金額は次のとおりとします。

(1)死亡共済金  
被共済者が死亡した場合は、組合は共済金を支払います。

(2)生存共済金  
10万円以下相当の花・料理の現物割増給付券。  
(3)花・料理の現物給付は提携会社の花および料理とします。

(2)長寿祝金  
仮再新規契約が開始された契約者に、次のとおり共済金を支給します。  
1 提携葬儀社の10万円以下相当の花および料理の現物割増サービス券。  
2 この券は、長寿祝賀券と称し、お手元にお送りするのではなく、組合でお預かりいたします。

(3)発行される長寿祝金は再新規契約開始以前の契約に帰属するものです。

2 前項の各券には、以下の条件が付加されます。  
(1)この共済が継続中の場合のみ利用できます。  
(2)提携先の互助契約が継続中の場合のみ利用できます。  
(3)各券が支給されるべき共済契約の被共済者以外には使用できません。  
(4)割引には利用できません。

(免責事由)  
第30条 組合は、新規契約の発効日からその日を含めて6か月以内に死亡の場合には、共済金を支払いたしません。ただし、その場合には、既払込共済掛金に相当する金額を共済契約に返還します。

2 次のいずれかの原因によって被共済者が死亡した場合には、共済金を支払いません。  
(1)契約者、受取人、取扱いの故意によるとき。ただし、受取人の故意による場合でのその者が一部の受取人であるときは、他の者が受け取るべき金額についてはこの限りではありません。  
(2)契約者の自殺行為、犯罪行為によるとき。  
(3)地震、火災またはこれらによる津波、戦争その他の変乱によるとき。

3 この共済契約の仕組みが崩壊するような発生があった場合は、共済金を支払わないが減額する場合があります。

(異議申立ておよび審査委員会)  
第31条 契約者は、新規契約の発効日からその日を含めて6か月以内に死亡の場合には、共済金を支払いたしません。ただし、その場合には、既払込共済掛金に相当する金額を共済契約に返還します。

2 前項の規定による異議申立てがあつたときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から60日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知します。

(規程の改廃)  
第32条 この規程の改廃は、理事会の議決を経るものとします。

附則  
一部改正 この規程は、2023年2月1日より施行する。

FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
MIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
MIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
MIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
MIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
MIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
MIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
MIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
MIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
MIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
MIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
MIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
MIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
MIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
MIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI SEIKYO FUKUSHIMAKENMIN ANSHIN KYOSAI  
SEIKYO FUK

残される方の負担を  
少しでも減らしませんか?



月々  
**1,300円**

で“あんしん”!

月々1,000円で日々の安心と、300円プラスで生活を支える補償。葬儀のことが  
気になり始めるあなたに朗報!! 70歳から保障の最強の終身プランをご提案。

どなたでも  
入れます!!

ずーっと月々1,000円

医師の診査が不要です /  
通院・入院を問いません

共済であんしん

お葬式のことが気になるあなたへ、掛け続けるほどメリット盛りだくさん! 葬儀に特化した他に類を見ないプランです。

① 共済金額(現物給付)  
花・料理割増券  
(当組合提携葬儀会館)

6ヶ月以内  
待機期間0円  
10年以内  
**10万円**

特徴1 70歳以上のどなたでも  
ご加入になれます

特徴2 繰続による終身保障  
なので安心

(再新規契約の場合、待機期間はございません)



続けるほど安心の  
たまる・たまるプレゼント

\*たまる・たまるプレゼントとは長寿祝割増サービス券の事です。

さらに安心  
をプラス

共済+(プラス)であんしん

月々300円

毎日の生活を支える補償が一生涯続く安心のプランで老齢期の不安を解消!

② 交通事故傷害補償

**700万円**

(後遺障害が生じた場合  
後遺障害の程度に応じ28万円~700万円)

③ 賠償責任補償

**最高2億円**

自転車での事故にも対応

\*②および③については、前年度の被保険者数による団体割引と、損害率による割引が適用されています。この割引は損害率に応じて毎年見直されます。

(注1)上記②および③の補償は、共栄火災海上保険株式会社を引受保険会社とする損害保険であり、共済ではありません。

(注2)生命共済を解約される場合は、②および③も解約となります。



もしもの時に大切なご家族への  
負担をサポートします

葬儀には  
いろいろな費用がかかります



お花・お料理は  
ゆとり終身プランで!



注)供物は除きます。

[提携先] アルファクラブグループ さがみ典礼 会館一覧 「ゆとり終身プラン」の花・料理割増券をご利用いただけます

さがみ菜根斎場	さがみ葬会館 富久山	さがみ安積ホール	開成斎場	郡山斎場
☎024(935)4444	☎024(925)4999	☎024(946)4900	☎024(934)2230	☎024(956)1144
郡山市菜根1-11-14	郡山市富久山町久保田字本木29-1	郡山市安積町長久保1-18-12	郡山市八町2-5-8	郡山市方八町2-5-8
さがみメモリアル斎場 新さくら通り	さがみメモリアル斎場 並木	さがみ金屋斎場	さがみ御前南斎場	さがみ家族葬ホール 荒井
☎024(962)4194	☎024(934)4194	☎024(942)1194	☎024(951)1094	☎024(953)4194
郡山市土瓜1-65	郡山市並木3-1-7	郡山市田村町金屋字添保3-1	郡山市御前南2-17	郡山市安積荒井3-341
さがみ上龜田斎場	さがみ典礼 家族葬ホール横塚	さがみ大槻斎場	家族葬のファミラルハ山田	さがみ船引斎場
☎0248(983)8897	☎024(954)9414	☎024(945)4194	☎024(935)4190	☎0247(824)4494
郡山市上龜田20-1	郡山市横塚5-199-5	郡山市大槻町字中野26-1	郡山市ハ山田5-8	田村市船引町東部台3-110
さがみメモリアル斎場 本宮	さがみ斎会館 須賀川	須賀川斎場	さがみ須賀川西斎場	家族葬のファミラル岡東町
☎0243(34)1194	☎0248(72)2626	☎0248(73)1144	☎0248(75)1394	☎0248(94)4194
本宮市本宮字中台24-4	須賀川市旭町226-1	須賀川市中宿323	須賀川市旭底町51	須賀川市岡東町169
さがみ鏡石斎場	メモリアル斎場 白河	さがみ白河斎場	さがみ白河昭和町斎場	家族葬のファミラル南湖
☎0248(92)3794	☎0248(22)9040	☎0248(21)1194	☎0248(21)0094	☎0248(21)9411
岩瀬郡鏡石町本町16	白河市結城71	白河市和尚槽2-2	白河市昭和町53	さがみ川俣ホール
さがみ矢吹斎場	さがみメモリアル斎場 二本松	さがみメモリアル斎場 岸八島町	さがみ福島ホール	さがみ梁川斎場
☎0248(41)1194	☎0243(22)8194	☎024(526)3400	☎024(555)0490	☎024(544)4194
西白河郡矢吹町八幡町429-1	二本松市大増197-2	福島市泉字下鍛15-1	福島市泉下鍛15-1	伊達市梁川町広瀬町1
福島斎場	さがみ福島北斎場	さがみメモリアル斎場 野田	さがみ福島南斎場	さがみ梁川斎場
☎024(521)5171	☎024(552)1194	☎024(526)1194	☎024(544)0194	☎024(577)4194
福島市宮町5-10	福島市丸子字中ノ町6-1	福島市南中央3丁目1-1	福島市鳥谷野字宮畠85	伊達市梁川町広瀬町1
さがみ福島西斎場	家族葬のファミラル保原駅前	さがみ葬会館 会津若松	会津斎場	さがみ門田斎場
☎024(545)8194	☎0120(408)366	☎0242(26)4441	☎0242(33)1144	☎0242(38)4194
福島市成川字伴清水23-1	伊達市保原町上保原東野崎38-6	会津若松市宮町5-25	会津若松市平安町2-43	会津若松市西年賀1-7-6
さがみ一箕町斎場	さがみ家族葬ホール 遥	さがみ坂下斎場	さがみ喜多方斎場	さがみ塩川斎場
☎0242(25)1394	☎0242(25)1194	☎0242(84)1194	☎0241(22)7949	☎0241(28)1194
会津若松市一箕町大字亀賀西126	会津若松市山見町24-13	河沼都会津坂下町字館ノ下38	喜多方市字北上84	喜多方市塩川町東栄町4-5-5
さがみ葬会館 南会津	さがみ田島斎場	さがみ葬会館 いわき	さがみ勿来斎場	さがみ典礼 いわき迎賓館
☎0241(62)1798	☎0241(63)1194	☎0246(42)4999	☎0246(62)8194	☎0246(24)4194
南会津郡南会津町田島字東荒井55-2	南会津郡南会津町田島字北原153	いわき市常磐閣船町1-1-3	いわき市錦町中央3-6-1	いわき市平字中町15-3
家族葬のファミラル大原	家族葬のファミラル大原	さがみ葬会館 いわき	さがみ葬会館 いわき	さがみ葬会館 いわき
☎0246(38)9414	いわき市小名浜大原一本松1-1	☎0246(42)4999	☎0246(62)8194	☎0246(24)4194

2022年9月現在

## 加入手続きの流れ

\*全て口座振替で行い、現金での取扱は行っておりません。

### ① 加入申込書の記入

申込書にもれなくご記入・押印のうえ、ご提出ください。事務局に到着したら審査後「承諾」の挨拶文をお送りして登録になります。

### ② 初回振替のご案内

申込の翌月20日頃、振替開始のご案内を郵送いたします。

### ③ 預金口座より 自動振替いたします

初回は出資金500円と月掛金を翌月26日(休日の場合は翌営業日)に振替えます。

### ④ 加入証書の発送

初回振替後の翌月20日位に加入証書及び組合員証をお送りいたします。大切に保管してください。



●扣金振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

●保障開始は、初回共済掛金が振替られた月の26日の午前0時からとなります。

●引落口座の通帳の摘要欄に「SMFS」または「アンシンセイキョウ(SMFS)等と表示されます。

串込書記入例

- ご記入には、記入例をご参照のうえ、黒のボールペン等でご記入ください。
  - 加入契約者と被共済者は同一人物とします。必要項目を正確にご記入・自署・押印ください。
  - 申込書を訂正される場合は、必ず訂正印を押印ください。
  - 記入漏れ等がありますと、ご契約手続きが遅れることがありますのでご注意ください。

## ご加入内容の確認事項

<p><b>【ご確認いただきたい事項】</b></p> <p>1.この保険はお客様のご意向を惟定(把握)のうえご契約しています。ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□補償の種類(保険種類・被補償する事故の範囲)</li> <li>□補償の内容(保険金の種類・保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など)・特約の内容</li> </ul> <p>□保険金額(加入コース) □保険期間 □保険料払込方法 □被保険者の範囲</p> <p>2.加入申込書に記載された被保険者の「氏名」「満年齢」「性別」「職業職種」等に誤りがないかご確認ください。</p>	<p><b>【お申込みいただいた後には…】</b></p> <p>●ご家族の方にも保険の加入内容についてはお知らせください</p> <p>《代理請求制度について》</p> <p>この保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)が高機能障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がいな場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により(共夫婦)に申請いただけ、共夫婦の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。</p> <p>万が一の場合に備えて、ご家族の方にても保険に加入していること、および加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝え下さい。</p>
---	--

【ご確認いただきたい事項】

- 1.この保険はお客さまのご意向を推定(把握)のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。  
□補償の種類(保険金の種類、保険金をお支払いする場合)  
□補償の内容(保険金の種類、保険金をお支払いできない主な場合など)特約の内容  
□保険金額(加入コース) □保険期間  
□保険料払込方法
- 2.加入申込書に記載された被保険者の「氏名」「満年齢」「性別」「職業職種」等に誤りがないかで確認ください。

【お申込みいただいた後には…】

- ご家族の方にも保険の加入内容についてはお知らせください  
「代理請求制度について」  
この保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がいな  
い場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、  
その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得るこ  
とで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

卷之三

卷之三

地圖

10

~  
事項

うえ、ご加入いただきますようお願いします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パソコン  
【お申込みいただいた後には…】

●ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください

〈代理請求制度について〉

この保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がいない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により申請したとき、共済火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万一が一の場合には備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝え

**預金口座振替依頼書・自動払込用申込書(販加)**

（預金者）は、SMBCファイナンスサービス株式会社(セイドウラルファイナンス)から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替にてお支払いください。

申込日 令和 年 月 日

（銀行）（信用組合）（郵便）（中）

（信金金庫）（連）（協）

預金口座振替規定（ゆううちき銀行為除く）

1.私が支払うべき金等について預金口座から預金を差し引きされたときには、私は通知することなく、請求書に記載された金額を預金口座から差し引く権利（お支払い権）を有する。なお、振替日が変更された場合は、請求書に記載された日をもって処理させてもらひしがるまじめん、引落し後の金額（預取額）は提出の際はありますまいせん。

2.預金の口座をあらたにすることは、当座勘定規定または預金規約にかかるらず、当座小切の提出または預金返済請求書の提出はいたしません。

3.振替口座の預金専用書類において請求書の金額に誤りがあるときは、私は通知することなく、請求書を返却されても、異議はありません。また指定日以降に請求書が送付されても異議はありません。

4.この預金口座振替料金は、預金専用書類にて請求書の金額に誤りがある場合にのみ適用するものと定めます。

5.下記契約番号に記載する旨の利用または変更があった場合は、書面の實にによるものと定めます。

6.この預金口座振替書についての申込書類生じても、書面の實にによるものと定めます。

すべて私のSMBCファイナンスサービス株式会社(セイドウラルファイナンス)

取扱業者名 SMBCファイナンスサービス株式会社(セイドウラルファイナンス)

企業コード 0 0 1 2 9 0 1

印  
お届け印出印  
お届け印出印

フリガナ

口座名義人

※必ず押印してください。

どちらか一方に記入ください		
支店	本店	
御中	出張所	
銀行・郵便局	信金連・当舗金庫	
信組合	信託会社	
金種類開票コード		
支店コード		
1普通	2当座	
種目コード	契約種別コード	通帳記号
1 6 6 3 4 1		0
払込み口座番号		
008 10-6-46000		
払込先加入者名		
SMBCAFANSサービス社会貢献トライアルカード		
振替行		〒468-9501名古屋市天白区平針二丁目303番地 SMBCファイナンスサービス株式会社(旧セントラルファイナンス)
換印		印鑑照合 受付印
金種類開票用紙		口座監督者 準印用印 不使用がOK(印)、下記 該当箇所に印を捺す。1.印鑑登録番号 7.支店名簿 2.印鑑不鮮明 8.印鑑登録番号 9.他(印) 3.両面印用紙
振替日/添込日		毎月26日(金曜日)休業日の場合は翌営業日
振替日/添込日		毎月26日(金曜日)休業日の場合は翌営業日
振替行		返送先
		受付印
		受付印
		受付印